

主な改正点は次のとおりです。

## 第1 法人税基本通達関係

国内で事業を行う外国法人については、その事業を行うために有する恒久的施設（PE）の態様に応じて法人税の課税範囲が定められており、国内に自己のために契約を締結する権限のある者等（代理人等）を置く外国法人は我が国に恒久的施設を有するものとされています。

租税条約では独立の地位を有する代理人（独立代理人）は恒久的施設とされる代理人（代理人PE）の範囲から除かれていることを踏まえ、この取扱いと同様となるよう、平成20年度の税制改正により、国内法に規定する代理人等の範囲から独立代理人を除外することとされました。

独立代理人に該当する者（基通20-2-5 新設）

独立代理人とは、本人である外国法人から法的にも経済的にも独立し、かつ、代理人として業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うという要件を満たす者をいうことを明らかにしています。

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 1 措置法第46条の3（支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却）関係

平成20年度の税制改正により、青色申告法人が、障害者自立支援法に規定する就労移行支援等を行う事業所に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（支援事業所取引金額）がある場合において、その事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その超える金額（支援事業所取引増加額）を限度として、その事業年度終了の日において有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうちその事業年度又はその事業年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度において取得等をしたもの（3年以内取得資産）について、普通償却限度額の30%に相当する金額（特別償却限度額）の割増償却を行うことができる制度が創設されました。

3年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算（措通46の3-1 新設）

3年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超えることにより、特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を限度とされる場合において、その特別償却限度額の合計額をいずれの3年以内取得資産に配分するかは、個々の3年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、法人の計算によることができることを明らかにしています。

## 2 措置法第67条の3（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例） 関係

農業生産法人が家畜市場、中央卸売市場等において肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛があるときは、その売却による利益の額に相当する金額を、その売却をした日を含む事業年度の損金の額に算入することができることとされています。

平成20年度の税制改正により、免税対象飼育牛の売却頭数の合計が年2,000頭を超える場合には、その超える部分の売却による利益の額については、本制度の適用がないこととされました。

### 免税対象飼育牛の売却利益の額の計算（措通67の3-1 新設）

免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数が年2,000頭を超える場合において、本制度により損金の額に算入される年2,000頭までの売却による利益の額がいずれの肉用牛の売却による利益の額の合計額であるかは、法人の計算によることを明らかにしています。

## 第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

平成20年度の税制改正により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、資産区分が多い機械及び装置を中心に、使用実態を踏まえた年数を基礎として資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

機械及び装置については、日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分の整理が行われ、390区分から55区分に大括り化されました。

いずれの「設備の種類」に該当するかの判定（耐通 1 - 4 - 2 改正）

機械及び装置が一の設備を構成する場合において、その設備が別表第二の「設備の種類」に掲げる設備（以下「業用設備」といいます。）のいずれに該当するかは、原則として、法人の設備の使用状況等からいずれの業種用の設備として通常使用しているかにより判定することを明らかにしています。

最終製品に基づく判定（耐通 1 - 4 - 3 新設）

法人が設備をいずれの業種用の設備として通常使用しているかは、その設備に係る最終製品に基づき判定することとし、最終製品に係る設備が業用設備のいずれに該当するかの判定は、原則として、日本標準産業分類の分類によることを明らかにしています。

中間製品に係る設備に適用する耐用年数（耐通 1 - 4 - 4 改正）

最終製品に係る一連の設備を構成する中間製品に係る設備の規模がその一連の設備の規模に占める割合が相当程度であるときは、中間製品に係る設備については、最終製品に係る業用設備の耐用年数を適用せずに、中間製品に係る業用設備の耐用年数を適用することを明らかにしています。

自家用設備に適用する耐用年数（耐通 1 - 4 - 5 新設）

製造業を営むために有する発電設備のように、設備から生ずる最終製品を専ら用いて他の最終製品が生産等される場合のその設備については、他の最終製品に係る設備として、その使用状況等から業用設備のいずれに該当するかの判定を行うことを明らかにしています。

複合的なサービス業に係る設備に適用する耐用年数（耐通 1 - 4 - 6 新設）

それぞれの設備から生ずる役務の提供が複合して一の役務の提供を構成する場合のその設備については、それぞれの設備から生ずる役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用せずに、一の役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用することを明らかにしています。

総合工事業以外の工事業用設備（耐通 2 - 8 - 2 新設）

機械及び装置で、職別工事業又は設備工事業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「30 総合工事業用設備」に含まれることを明らかにしています。

持ち帰り・配達飲食サービス業用のちゅう房設備（耐通 2 - 8 - 6 新設）

ちゅう房用の機械及び装置で、持ち帰り・配達飲食サービス業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「48 飲食店業用設備」に含まれることを明らかにしています。